

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-538217

(P2017-538217A)

(43) 公表日 平成29年12月21日(2017.12.21)

(51) Int.Cl.

G06F 21/44 (2013.01)
H04L 9/32 (2006.01)
G09C 1/00 (2006.01)
G06F 21/12 (2013.01)

F 1

G06F 21/44
H04L 9/00
G09C 1/00
G06F 21/12

テーマコード(参考)

5 J 1 O 4

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2017-528125 (P2017-528125)
(86) (22) 出願日 平成27年11月26日 (2015.11.26)
(85) 翻訳文提出日 平成29年7月24日 (2017.7.24)
(86) 國際出願番号 PCT/EP2015/077836
(87) 國際公開番号 WO2016/083541
(87) 國際公開日 平成28年6月2日 (2016.6.2)
(31) 優先権主張番号 14306920.1
(32) 優先日 平成26年11月28日 (2014.11.28)
(33) 優先権主張国 欧州特許庁 (EP)

(71) 出願人 501263810
トムソン ライセンシング
Thomson Licensing
フランス国, 92130 イッシー レ
ムーリノー, ル ジヤンヌ ダルク,
1-5
1-5, rue Jeanne d' Arc, 92130 ISSY LES
MOULINEAUX, France
(74) 代理人 100079108
弁理士 稲葉 良幸
(74) 代理人 100109346
弁理士 大貫 敏史
(74) 代理人 100117189
弁理士 江口 昭彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】アプリケーション整合性の検証を提供する方法及びデバイス

(57) 【要約】

未変更アプリケーションを変更することによって取得された変更済みアプリケーションの実行 (S302) 中、デバイス (110) は、未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定し (S304)、未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムと比較される (S306)、未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムを生成して、これらが一致するかどうかを判定し、変更済みアプリケーションが未変更アプリケーションに対応するコードに対応している場合、及び未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムが未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムと一致する場合、変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定する (S310)。このソリューションは、Android OSを使用するデバイスに特に適しており、これは、インストール中にDEXが最適化されてODEXファイルになるか、又はOATコンパイルされてELFファイルになり、これらに対して証明済みチェックサムが存在しないためである。

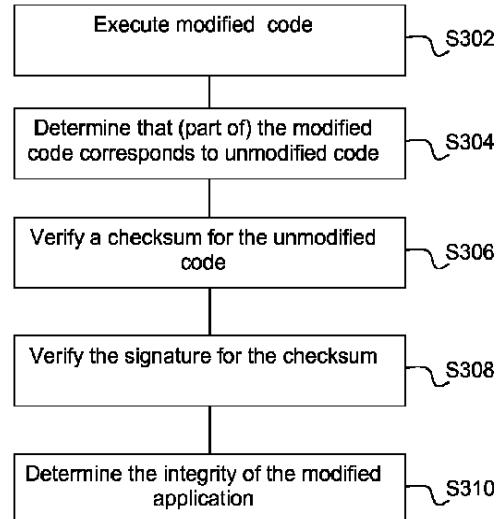


Figure 3

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

初期アプリケーションを変更することによって取得された変更済みアプリケーションの整合性を判定するデバイス(110)であって、

前記変更済みアプリケーションと、前記初期アプリケーションのコードに関する記憶されているチェックサムとを記憶するように構成されたメモリ(112)と、

前記変更済みアプリケーションの実行中に、

前記初期アプリケーションの前記コードが前記変更済みアプリケーションのコードに対応していると判定することと、

前記初期アプリケーションの前記コードに関するチェックサムを生成して、生成されたチェックサムを取得することと、

前記生成されたチェックサムと、前記初期アプリケーションの前記コードに関する前記記憶されているチェックサムとを比較して、これらが一致するかどうかを判定することと、

前記変更済みアプリケーションの前記コードが前記初期アプリケーションの前記コードに対応している場合、及び前記生成されたチェックサムが前記アプリケーションのコードに関する前記記憶されているチェックサムと一致する場合、前記変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定することと

を行うように構成された処理装置(111)と

を含むデバイス。

10

【請求項 2】

前記メモリ(112)は、前記未変更アプリケーションの前記記憶されているチェックサムの署名と、署名証明書とを記憶するように構成されており、前記処理装置は、前記署名証明書を使用して前記署名の妥当性を検証することと、前記署名の検証に成功する場合にも、前記変更済みアプリケーションの前記整合性の検証に成功したものとして判定することとを行うように構成されている、請求項1に記載のデバイス。

20

【請求項 3】

前記プロセッサは、前記変更済みコードに対して逆変更を実施して前記未変更アプリケーションに対応するコードを取得して、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定するように構成されている、請求項1に記載のデバイス。

30

【請求項 4】

前記未変更アプリケーションに対応する前記コードは、前記未変更アプリケーションであり、前記メモリは、前記未変更アプリケーションを記憶するように更に構成されている、請求項1に記載のデバイス。

【請求項 5】

前記プロセッサは、前記変更済みコードと、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードとの間の何らかの差が前記変更中に取得された正当な変換に対応しているかどうかを判定して、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定するように構成されている、請求項4に記載のデバイス。

40

【請求項 6】

前記プロセッサは、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードに対して前記変更を実施して、第2の変更済みコードを取得し、前記変更済みコードと前記第2の変更済みコードとを比較して、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定するように構成されている、請求項4に記載のデバイス。

【請求項 7】

前記未変更アプリケーションは、インタプリタ型コードとして実装され、及び前記変更済みアプリケーションは、最適化されたインタプリタ型コードとして又はネイティブコー

50

ドとして実装される、請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 8】

スマートフォン又はタブレットである、請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 9】

未変更アプリケーションを変更することによって取得された変更済みアプリケーションの整合性を判定する方法であって、前記変更済みアプリケーションの実行 (S 3 0 2) 中、デバイス (1 1 0) において、

前記未変更アプリケーションに対応するコードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定すること (S 3 0 4) と、

前記未変更アプリケーションに対応する前記コードに関するチェックサムを生成することと、

前記未変更アプリケーションに対応する前記コードに関する前記チェックサムと、前記未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムとを比較して (S 3 0 6)、これらが一致するかどうかを判定することと、

前記変更済みアプリケーションが前記未変更アプリケーションに対応する前記コードに対応している場合、及び前記未変更アプリケーションに対応する前記コードに関する前記チェックサムが前記未変更アプリケーションの前記記憶されているチェックサムと一致する場合、前記変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定すること (S 3 1 0) と

を含む方法。

【請求項 10】

署名証明書を使用して署名の妥当性を検証することと、前記署名の検証に成功する場合にも、前記変更済みアプリケーションの前記整合性の検証に成功したものとして判定することとを更に含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記未変更アプリケーションに対応するコードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定することは、前記変更済みコードに対して逆変更を実施して、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードを取得することを含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 12】

前記未変更アプリケーションに対応するコードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定することは、前記変更済みコードと、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードとの間の何らかの差が前記変更中に取得された正当な変換に対応しているかどうかを判定することを含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 13】

前記未変更アプリケーションに対応するコードが前記変更済みアプリケーションにも対応していると判定することは、前記未変更アプリケーションに対応する前記コードに対して前記変更を実施して、第 2 の変更済みコードを取得することと、前記変更済みコードと前記第 2 の変更済みコードとを比較することとを含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 14】

プロセッサ (1 1 0) によって実行されると、請求項 9 に記載の方法を前記プロセッサに実施させる命令を含む、コンピュータで実行可能なプログラム (2 2 0)。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

本開示は、概して、コンピュータシステムに関し、特に、そのようなシステムにおけるソフトウェアコードの整合性に関する。

【背景技術】

【0 0 0 2】

10

20

30

40

50

本セクションは、以下で説明及び／又は特許請求される本開示の様々な態様に関連し得る当該技術分野の様々な態様を読者に紹介することを意図している。この説明は、本開示の様々な態様のよりよい理解を促進するための背景情報を読者に提供することに役立つと考えられる。従って、これらの記載がこの観点から読まれるべきであり、先行技術の容認として読まれるべきでないことが理解されるべきである。

【0003】

様々な理由により、処理装置が実行するソフトウェアが改ざんされていないことを保証することが多くの場合で望ましい。このため、ソフトウェアイメージを改ざん攻撃から保護するために様々な技術が使用され得る。最も一般的な技術は、コードセグメントの署名又はチェックサムを計算し、後の段階でこの署名又はチェックサムを検証することである。チェックサムは、一般的に、秘密性が全くない状態で計算及び検証されるが、暗号署名の生成にはプライベート鍵及び対応する公開鍵の署名の検証が必要である。

10

【0004】

チェックサム方式の保護の一例として、Windows（登録商標）オペレーティングシステムで使用されるPortable Executable（PE）フォーマットのためのCRC32がある。PEヘッダがCRC32フィールドを含み、このフィールドは、対応するコードセクションのチェックサムを与える。この保護を首尾よく回避するために、攻撃者は、まずコードセクションを変更し、次に、元のチェックサムを、変更されたコードセクションに対して計算された新しい値に置き換える。攻撃者が秘密性を全く必要とせずに、変更されたコードセクションのチェックサムを更新できるため、このタイプの攻撃が可能である。

20

【0005】

チェックサムでは弱い場合、暗号署名が好ましいソリューションである。署名の生成はコードの公開前に行われ、プライベート鍵（従って秘密鍵）を使用する。関連付けられた公開鍵はコードに附加され、その後、コードのインストール時又は実行時にコード整合性をチェックするために使用される。この場合も攻撃者はコードを変更できるが、このコードの正しい署名はプライベート鍵がないと生成できないため、攻撃は失敗する。

【0006】

ネイティブコードで配信されて実行されるアプリケーションの整合性をチェックするソリューションが多く存在し、例えば、Arxan社（GuardIT（商標））、Metaforic社（Metatress（商標））などから提供されるソリューションが存在する。ネイティブコードは、プロセッサが直接実行できるアセンブラー命令セットである。この命令セットは、インストール後に変化しない。即ち、インストールの前後でプログラムの整合性値は同じままである（即ち、時間に対して一定である）。この場合、署名は、あらかじめ生成され、アプリケーションパッケージとともに配信され得る。

30

【0007】

これに対し、インタプリタ型コード（例えば、Java（登録商標）で書かれたコード、Android（登録商標）DEXコードなど）の形式で配布されるアプリケーションは、実行前にインタプリタを通さなければならぬ中間命令を含む。ネイティブコードと異なり、インタプリタ型コードは、インストール時より後に最適化のために変更され得る。コード変更は、一般に、ターゲットプラットフォームに非常に依存するので、必ずしも予測可能ではない。コードが変更された場合、インタプリタ型コードに対して生成された署名は、コードの整合性及び信憑性を実行時に動的に確認するために使用することができない。

40

【0008】

前述のAndroidオペレーティングシステムにアプリケーションソフトウェアを配布してインストールするために、APK - Androidアプリケーションパッケージ - と呼ばれるファイルフォーマットが使用される。APKファイルを作成するには、まず、Android用プログラムを中間言語にコンパイルし、その各部分を圧縮アーカイブファイル（ZIPフォーマット）にパッケージする。このアーカイブファイルは、单一DEX（Dalvik（登録商標）実行可能コード）ファイル内の全プログラムコード、様々なリソース（例えば、イメージファイル）、及びAPKファイルのマニフェストを含む。このアーカイブフ

50

10
ファイルは、2つの追加ファイルCERT.SF及びCERT.RSAを含む。CERT.SFは、他の全てのアーカイブファイルの暗号ハッシュを含み、CERT.RSAは、署名の検証に使用される公開鍵を含む。CERT.SFのみがRSAプライベート鍵によって署名される。CERT.SFのRSA署名は、インストール中のAPKファイルの全内容の妥当性検査を可能にする。実際、CERT.SFファイル内で言及されている全てのファイルが間接的に署名されている。なぜなら、それらのハッシュがCERT.SFに含まれているからである。インストール前にいずれかのファイルを変更すると、ファイルダイジェストがCERT.SFファイル内のハッシュと一致しないことをソフトウェアが検出するので、エラーが発生することになる。或いは、CERT.SFファイル内の暗号ハッシュ値を変更することは、(既に述べたチェックサム方式の検証に対する攻撃の場合と同様に)署名の検証中のエラーにつながることになる。

【0009】

20
DEXファイルヘッダは、DEXファイルの内容のグローバルチェックサムも含む。アプリケーションの最初の実行時に、Androidシステムはオプティマイザを使用する。オプティマイザは、実行の直前に、DEXインタプリタ型バイトコードを、ODEX(最適化DEX)と呼ばれる最適化機械語命令シーケンスに変更する。オプティマイザはチェックサムの更新も行う。その後、ODEXファイルは、後の使用のためにAndroidファイルシステム内の特定のリポジトリに格納される。その後、ODEXファイルは、アプリケーションソフトウェアにとっての基準になり、これが存在する場合、元のDEXファイルはもはや使用されない。

【0010】

実行時、本システムは、ODEXチェックサムを使用して、アプリケーションの整合性を検証することができる。しかしながら、この選択肢は、Androidオペレーティングシステムではデフォルトで設定されておらず、Dalvikマシンは、ODEXコードを実行するために使用されているが、常にODEXチェックサムを確認するわけではなく、これは、チェックサムの検証が実行のパフォーマンスに無視できない影響を有するためである。

【0011】

30
Androidバージョン5.0以上では、Dalvikマシンに取って代わるAndroidランタイム(ART)が導入されている。アプリケーションは引き続きDEXコードで配備されるが、DEXコードは、インストール時に事前(AOT)コンパイル機能によりネイティブコードにコンパイルされる。DEXファイルに対するAOTコンパイルの結果として、バイナリのExecutable Linkable Format(ELF)のファイルが得られる。アプリケーションのDEXコードは、その後、いったんコンパイルされ、後にアプリケーションが実行されるたびにELFコードが起動される。ARTは、ネイティブコード(ELFコード)を直接実行するので、アプリケーションの実行を高速化し、全体の電力消費を改善する。

【0012】

40
従って、Androidシステムでは、APK署名が検証されるのはインストール時のみであることがわかる。更に、信頼されないソースからのアプリケーションのインストールをユーザが許可すれば、中央機関の署名がないAPKでもAndroidデバイスにインストールすることができる。従って、アプリケーション開発者は、いずれの信頼されている機関にもリンクしていない独自の自己署名証明書を使用する。その場合、Androidデバイスの所有者が知らないうちに、そのデバイス上で、改ざんされたアプリケーションの再署名及び再インストールが何らかのハッカーによって行われる可能性がある。

【0013】

既に述べたように、Androidアプリケーションではインタプリタポータブルフォーマット(DEX)を使用する。このポータブルフォーマットは、ARM、x86、MIPS、リトル/ビッグエンディアンなどの様々なアーキテクチャ及び特性を有する大規模デバイス群において実行することができる。性能を向上させるために、DEXコードはインストール時又はアプリケーションの最初の使用時に変更されて、ターゲットデバイスに合わせて最適化されたODEX又はELFバイナリが生成される。最適化又はOATコンパイル

中、コード内の様々なものが変更され得る。即ち、命令を他の命令で置き換えることができ、命令の並びを変更することができ、バイト順を入れ替えることができるなどである。

【0014】

従って、最適化及びOATコンパイルは、セキュリティの問題を提起する。DEXファイルの署名は、依然としてCERT.SF及びCERT.RSAにより検証され得るが、これはODEXファイル及びELFファイルに当たるまらず、なぜなら、これらが変更されており、その整合性がもはや元のDEX署名にリンクしていないためである。換言すると、整合性及び信憑性はインストール時にのみ検証することができ、実行時には不可能である。これは、攻撃者がODEX及びELFのコードを変更し、これに応じてヘッダ内の最終的なチェックサムを更新することが可能なためである。

10

【0015】

従って、このシステムは少なくとも2種類の攻撃、即ち、リモート攻撃及びルート攻撃に対して脆弱である。リモート攻撃では、ダウンロードされた悪意のあるアプリケーションがその特権を高め、システムパーティションを入手する。その後、その悪意のあるアプリケーションは、内部記憶装置のキャッシングリポジトリに格納されているODEXファイル及びELFファイルを改ざんする可能性がある。ルート攻撃では、攻撃者はAndroidデバイスを手に入れる。これは、例えば、デバイスを盗むか、又は所有者がデバイスのセッションをロックせずにいなくなった時点でデバイスにアクセスすることによって行われる。攻撃者は、USBリンクを介してデバイスの内部記憶装置からインストール済みアプリケーションを取り出し、そのアプリケーションを変更し、その後、変更したアプリケーションをプッシュして内部記憶装置に戻すことができる。ルート攻撃が成功するには、デバイスを「ルート化」しなければならない（即ち、デバイスのAndroidシステムを制御するために「ルートアクセス権」が必要である）。

20

【0016】

従って、Androidアプリケーションのライフサイクル中、アプリケーション整合性の信頼が失われる可能性がある。Androidシステムにインストールされているアプリケーションを信頼することはできるが、実行中のアプリケーションを信頼することは必ずしもできない。

30

【0017】

当然のことながら、インタプリタ型コードアプリケーションの整合性及び信憑性に関連する問題の少なくとも一部を克服するソリューションを有することが望ましい。本開示は、そのようなソリューションを提供する。

【発明の概要】

【0018】

第1の態様では、本開示は、未変更アプリケーションを変更することによって取得された変更済みアプリケーションの整合性を判定するデバイスを提供する。本デバイスは、変更済みアプリケーションと、未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムとを記憶するように構成されたメモリと、変更済みアプリケーションの実行中に、未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定することと、未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムを生成することと、未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムと、未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムとを比較して、これらが一致するかどうかを判定することと、変更済みアプリケーションが未変更アプリケーションに対応するコードに対応している場合、及び未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムが未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムと一致する場合、変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定することとを行うように構成された処理装置とを含む。

40

【0019】

第1の態様の様々な実施形態は、以下を包含する。

【0020】

50

メモリは、未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムの署名と、署名証明書とを記憶するように構成されており、処理装置は、署名証明書を使用して署名の妥当性を検証することと、署名の検証に成功する場合にも、変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定することを行なうように構成されている。

【0021】

プロセッサは、変更済みコードに対して逆変更を実施して未変更アプリケーションに対応するコードを取得して、未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定するように構成されている。

【0022】

未変更アプリケーションに対応するコードは、未変更アプリケーションであり、メモリは、未変更アプリケーションを記憶するように更に構成されている。有利には、プロセッサは、変更済みコードと、未変更アプリケーションに対応するコードとの間の何らかの差が変更中に取得された正当な変換に対応しているかどうかを判定して、未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定するように構成されている。或いは、有利には、プロセッサは、未変更アプリケーションに対応するコードに対して変更を実施して、第2の変更済みコードを取得し、変更済みコードと第2の変更済みコードとを比較して、未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定するように構成されている。

10

【0023】

未変更アプリケーションは、インタプリタ型コードとして実装され、及び変更済みアプリケーションは、最適化されたインタプリタ型コードとして又はネイティブコードとして実装される。

20

【0024】

本デバイスは、スマートフォン又はタブレットである。

【0025】

第2の態様では、本開示は、未変更アプリケーションを変更することによって取得された変更済みアプリケーションの整合性を判定する方法を提供する。変更済みアプリケーションの実行中、デバイスが、未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定し、未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムを生成し、未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムと、未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムとを比較して、これらが一致するかどうかを判定し、変更済みアプリケーションが未変更アプリケーションに対応するコードに対応している場合、及び未変更アプリケーションに対応するコードに関するチェックサムが未変更アプリケーションの記憶されているチェックサムと一致する場合、変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定する。

30

【0026】

第2の態様の様々な実施形態は、以下を包含する。

【0027】

本方法は、署名証明書を使用して署名の妥当性を検証することと、署名の検証に成功する場合にも、変更済みアプリケーションの整合性の検証に成功したものとして判定することとを更に含む。

40

【0028】

未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定することは、変更済みコードに対して逆変更を実施して、未変更アプリケーションに対応するコードを取得することを含む。

【0029】

未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定することは、変更済みコードと、未変更アプリケーションに対応するコードとの間の何らかの差が変更中に取得された正当な変換に対応しているかどうかを判定することを含む。

50

【0030】

未変更アプリケーションに対応するコードが変更済みアプリケーションにも対応していると判定することは、未変更アプリケーションに対応するコードに対して変更を実施して、第2の変更済みコードを取得することと、変更済みコードと第2の変更済みコードとを比較することとを含む。

【0031】

第3の態様では、本開示は、プロセッサによって実行されると、第2の態様の方法をプロセッサに実施させる命令を含む、コンピュータで実行可能なプログラムを提供する。

【図面の簡単な説明】**【0032】**

以下では、次に示す添付図面を参照しながら、本開示の好ましい特徴を非限定的な実施例として説明する。

10

【0033】

【図1】本開示が実施される一例示的システムを示す。

【図2】本例示的システムの機能的態様を示す。

【図3】本開示の好ましい一実施形態による方法の好ましい一実施形態を示す。

【発明を実施するための形態】**【0034】**

本開示によれば、ODEXファイル又はELFファイルの整合性の検証は、対応するDEXの署名を検証することにより、ODEXファイル又はELFファイルがDEXと対応することを検証することにより行われる。

20

【0035】

図1は、本開示が実施される一例示的システムを示す。本システムは、デバイス110と、アプリケーションプロバイダ（アプリケーションストア）120とを含む。デバイス110は、Android OSが動作する任意の種類の適切なデバイス、例えば、スマートフォン又はタブレットであってよく、これは、少なくとも1つのハードウェア処理装置（「プロセッサ」）111と、メモリ112と、ユーザと対話するユーザインタフェース113と、インターネットなどの接続140を介してアプリケーションプロバイダ120と通信する通信インターフェース114とを含む。当業者であれば理解されるように、図示されているデバイスは明確さのために非常に簡略化されており、実際のデバイスは、電源及び永続記憶装置などの機能を更に含むであろう。アプリケーションプロバイダ120は、デバイス110がダウンロードできる少なくとも1つのアプリケーションAPKファイル122を記憶しており、このAPKファイルは、署名エンティティによって署名されたAPK証明書を含む。

30

【0036】

図2は、本例示的システムの機能的態様を示す。アプリケーション220は、署名エンティティによって署名されたAPK証明書222と、アプリケーションコード224（インストール前のDEXと、インストール後のODEXファイル又はELFファイル）と、少なくとも1つの署名済みDEXチェックサム（CS）226（場合によってはリスト形式）、並びに少なくともAPK証明書の署名に使用された鍵と異なる鍵を使用して署名された場合、署名検証鍵228を含む署名証明書と、ソース取得モジュール232及び整合性検証モジュール234を含むライブラリ230とを含む。

40

【0037】

DEXチェックサムは、有利には、DEXの一部分のチェックサムであり、DEX全体のチェックサムに対する追加として与えられてよい。DEXチェックサムは、APK証明書に署名した署名鍵で署名されてよいが、別の鍵で署名されてもよい。

【0038】

アプリケーションは、署名済みチェックサムが計算されたDEXのコピーを含んでもよいが、ODEXファイル又はELFファイルを生成するために、又はアプリケーションのインストール後にAPKファイルの少なくとも一部分をDEXコードとともに保持するた

50

めにこのDEXのコピーが最適化されている場合、OSがこのDEXのコピーを保持することも可能である。

【0039】

ソース取得モジュール232及び整合性検証モジュール234は、APKのネイティブライブラリに含まれており、ネイティブライブラリにより、アプリケーションとともにパッケージされ、特に署名検証を可能にする拡張JNIライブラリにアクセスすることが可能である。

【0040】

ソース取得モジュール232は、ODEXファイル又はELFファイルの少なくとも一部分と、これに対応するDEXとを取得して、これらを比較するように構成されている。

10

これは、様々な方法で行うことが可能である。

【0041】

第1の方法では、ソース取得モジュール232は、ODEXファイルに逆最適化機能を適用するか、ELFファイルに逆コンパイル機能を適用して、相当するDEXコードを取得する。DEX命令のタイプによっては、ほとんどのODEX及びELFのファイルコードが可逆である。典型的には、オペコードを置換するのみのDEX最適化であれば、DEXからODEXに及びODEXからDEXに容易に実施可能である。

【0042】

第2の方法では、ソース取得モジュール232は、元のDEXコードを（例えば、APKファイルから）取り出し、これをODEX又はELFのファイルコードと比較して、これら2つの間の差が最適化による正当な変換に対応するかどうかを判定する。正当な変換に対応すると判定されれば、ODEXファイル又はELFファイルは元のDEXに対応していると判定される。

20

【0043】

第3の方法では、ソース取得モジュール232は、元のDEXコードを（例えば、APKファイルから）取り出し、最適化を実施して生成されたODEXを取得するか、OATコンパイルを実施してELFファイルを取得し、これらを記憶されているODEXファイル又はELFファイルと比較して、これらが同じかどうかを判定する。DEXチェックサムは、元のDEXコードから生成される。

30

【0044】

従って、これら3つの方法では、ODEXファイル又はELFファイルは、記憶されているDEX又は生成されたDEXに対応していると判定される。このように、これらのDEXのそれぞれは、ODEXファイル又はELFファイルに対応し、ODEXファイル又はELFファイルを生成するために使用されたDEXに対応している。

【0045】

ソース取得モジュール232が、現在のODEXファイル又はELFファイルが署名済みDEXに対応するDEXから生成されていると判定すると、整合性検証モジュール234は、現在のDEXチェックサム及び署名を検証することが可能である。

【0046】

第1の方法の場合、ソース取得モジュール232は、生成されたDEXから現在のDEXチェックサムを計算し、これを署名済みDEXチェックサム226と比較する。一致すれば、ODEXファイル又はELFファイルが、取得されたDEXから取得されたことになる。第2及び第3の方法の場合、ソース取得モジュール232は、現在のDEXチェックサムを元のDEXから計算する。第4の方法の場合、現在のDEXチェックサムは、元の最適化されていないDEXコードから計算される。

40

【0047】

整合性検証モジュール234は、APK内の署名証明書（又は同じ鍵が使用された場合にはAPK証明書）から公開検証鍵228を取り出すように構成されている。整合性検証モジュール234は、また、検証鍵228が取り出された証明書の妥当性を検証することと、DEXの署名を検証することとを行うように構成されている。

50

【0048】

全ての検証が成功する場合、ODEXファイル又はELFファイルは妥当性が確認されたと見なされる。当然のことながら、他の場合には適切な処置が行われてよい。

【0049】

図3は、好ましい一実施形態による方法のフローチャートを示す。

【0050】

ステップS302において、デバイス110は、署名が使用可能なDEX（即ち、未変更コード）を変更することによって取得されたODEXファイル又はELFファイル（即ち、変更済みコード）を実行する。

【0051】

ステップS304において、デバイス110は、ODEXファイル又はELFファイルの少なくとも一部分がDEXに対応していると判定する。DEXに対応するコードは、DEX自体であってよいが、ODEXファイル又はELFファイルの取得に使用されたDEXのコピーであってもよい。この判定は、本明細書に記載のいずれかの方法で実施されてよい。

10

【0052】

デバイス110が、ODEXファイル又はELFファイルがDEXに対応していると判定する場合、ステップS306においてDEXチェックサムが検証される。

【0053】

DEXチェックサムの検証に成功する場合、デバイス110は、ステップS308においてDEXチェックサムの署名を検証する。

20

【0054】

署名の検証結果に問題がない場合、ステップS310において、ODEXファイル又はELFファイルの整合性が検証済みであると判定される。これは、ODEXファイル又はELFファイルがDEXに対応しており、DEXのチェックサムが検証された場合にそのように判定されるからである。

【0055】

なお、ステップ304、306、及び308は、いかなる順序で実施されてもよい。例えば、最初にDEXチェックサムの署名が検証され（ステップ308）、次にDEXチェックサムが検証され（ステップ306）、最後にODEXファイル又はELFファイルとDEXとが一致するかどうかが判定される（ステップ304）。これらのステップの少なくとも幾つかが並行して実施されてもよい。

30

【0056】

整合性の確認は、アプリケーションの実行中に複数回行われてよい。

【0057】

なお、本ソリューションは、現在配備されているAndroidシステムを全く変更しなくてよい。

【0058】

本明細書では、「チェックサム」という用語は、チェックサムが生成されたデータがチェックサムの生成後に変更されたかどうかの検証を可能にする値を包含することを意図している。従って、チェックサムは、例えば、ハッシュ値、巡回冗長検査（CRC）値、又は他の種類のダイジェストであってもよく、チェックサムからコードを取り出すことが計算では不可能であることが好ましい。更に、明確さのために単一のチェックサムを使用したが、複数のチェックサムを使用してもよく、コードの別個の部分についてチェックサムを生成してよく（これらの別個の部分は一部が重なり合ってよい）、コードの複数の別個の部分についての複数のチェックサムを使用して、比較用の単一のグローバルチェックサムが生成される。署名は、任意の適切な暗号署名であってよく、例えば、HMAC（ハッシュ方式のメッセージ認証コード）であってよく、又は例えば、RSA、DSA（デジタル署名アルゴリズム）、若しくはECDSA（椭円曲線デジタル署名アルゴリズム）に基づく署名であってよい。

40

50

【0059】

当然のことながら、本ソリューションは、ルート攻撃及びリモート攻撃の両方に問題なく対処することが可能である。

【0060】

ここまで本ソリューションをAndroid環境に関して説明してきたが、本ソリューションは、インストール時にコードを変更し、インストールされたアプリケーションの安全な整合性検証を実行時に可能にしない他のオペレーティングシステムにも適応され得る。

【0061】

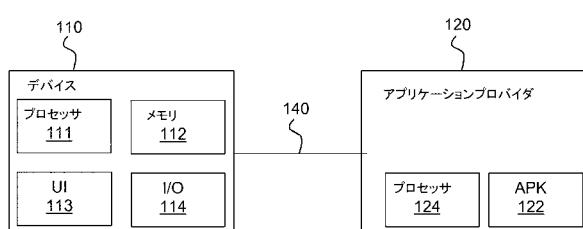
従って、当然のことながら、本開示は、Androidデバイス上でのアプリケーションの実行時整合性を有効にすることができるソリューションを提供する。

10

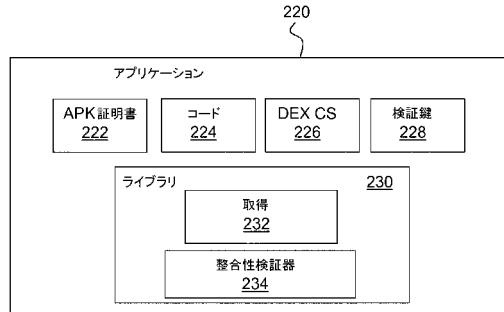
【0062】

本明細書並びに（該当する場合には）特許請求の範囲及び図面に開示される各特徴は、単独で又は何らかの適切な組み合わせで提供されてよい。ハードウェアで実施されるように説明された特徴がソフトウェアで実施されてもよく、その逆であってもよい。請求項中に記載される参照符号は例示に過ぎず、請求項の範囲を限定する効果を有するものではない。

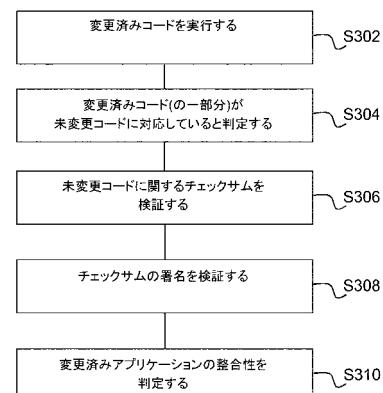
【図1】



【図2】



【図3】



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No PCT/EP2015/077836												
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. G06F11/10 ADD.														
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC														
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06F														
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched														
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal														
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">Category*</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">Relevant to claim No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">X</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">EP 2 362 314 A1 (THOMSON LICENSING [FR]) 31 August 2011 (2011-08-31) page 1, paragraph 7 - page 3, paragraph 24 page 5, paragraph 39-42; figures 2-4 -----</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">X</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">EP 2 378 452 A1 (THOMSON LICENSING [FR]) 19 October 2011 (2011-10-19) page 3, paragraph 24 - page 6, paragraph 54; figures 2,3 -----</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">X</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">US 2012/144279 A1 (RABELER BRYAN EUGENE [US]) 7 June 2012 (2012-06-07) page 3, paragraph 35 - page 5, paragraph 68; figures 2-4 -----</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1-14</td> </tr> </tbody> </table>			Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	X	EP 2 362 314 A1 (THOMSON LICENSING [FR]) 31 August 2011 (2011-08-31) page 1, paragraph 7 - page 3, paragraph 24 page 5, paragraph 39-42; figures 2-4 -----	1-14	X	EP 2 378 452 A1 (THOMSON LICENSING [FR]) 19 October 2011 (2011-10-19) page 3, paragraph 24 - page 6, paragraph 54; figures 2,3 -----	1-14	X	US 2012/144279 A1 (RABELER BRYAN EUGENE [US]) 7 June 2012 (2012-06-07) page 3, paragraph 35 - page 5, paragraph 68; figures 2-4 -----	1-14
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.												
X	EP 2 362 314 A1 (THOMSON LICENSING [FR]) 31 August 2011 (2011-08-31) page 1, paragraph 7 - page 3, paragraph 24 page 5, paragraph 39-42; figures 2-4 -----	1-14												
X	EP 2 378 452 A1 (THOMSON LICENSING [FR]) 19 October 2011 (2011-10-19) page 3, paragraph 24 - page 6, paragraph 54; figures 2,3 -----	1-14												
X	US 2012/144279 A1 (RABELER BRYAN EUGENE [US]) 7 June 2012 (2012-06-07) page 3, paragraph 35 - page 5, paragraph 68; figures 2-4 -----	1-14												
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.												
* Special categories of cited documents : "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed														
T later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family														
Date of the actual completion of the international search 21 January 2016		Date of mailing of the international search report 09/02/2016												
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Bauer, Regine												

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No
PCT/EP2015/077836

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)			Publication date
EP 2362314	A1 31-08-2011	CN	102163268 A		24-08-2011
		EP	2362314 A1		31-08-2011
		JP	5734685 B2		17-06-2015
		JP	2011170847 A		01-09-2011
		US	2011202996 A1		18-08-2011

EP 2378452	A1 19-10-2011	BR	PI1100138 A2		28-08-2012
		CN	102222196 A		19-10-2011
		EP	2378452 A1		19-10-2011
		JP	5785762 B2		30-09-2015
		JP	2011227897 A		10-11-2011
		US	2011258516 A1		20-10-2011

US 2012144279	A1 07-06-2012	KR	20120063455 A		15-06-2012
		US	2012144279 A1		07-06-2012

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,ST,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,R0,RS,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,KM,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,D0,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IR,IS,JP,KE,KG,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SA,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US

(74)代理人 100134120

弁理士 内藤 和彦

(74)代理人 100108213

弁理士 阿部 豊隆

(72)発明者 サーモン - ルガネール , チャールズ

フランス国 , 35576 セソン - セビニエ , セーエス176 16 , ザック デ シャン ブラン , アベニュー デ シャン ブラン 975 , テクニカラー・アール・アンド・ディー フランス

(72)発明者 カロウミ , モハメド

フランス国 , 35576 セソン - セビニエ , セーエス176 16 , ザック デ シャン ブラン , アベニュー デ シャン ブラン 975 , テクニカラー・アール・アンド・ディー フランス

F ターム(参考) 5J104 AA09 LA03 PA02